

(案)

岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和7年 月 日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 佐 藤 由 也

1 指示の内容

- (1) ブラウントラウト（卵を含む。以下同じ。）を2の区域に放してはならない。
- (2) ブラウントラウトを2の区域において採捕した者は、これを生かしたままその区域から持ち出してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

2 指示の区域 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面

3 指示の期間 令和7年6月1日から令和8年5月31日まで